

## ふぐ調理師免許証再交付 審査基準

### 【事務の根拠】

○東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年三月三十一日条例第五十一号。以下「条例」という。）第七条第三項

ふぐ調理師は、免許証を破り、汚し、又は失つたときは、免許証の再交付を知事に申請しなければならない。

### 【免許証の書換え申請書の様式】

○条例施行規則（昭和六十一年六月二十四日規則第二百二十三号）第九条

条例第七条第三項の規定により免許証の再交付を申請しようとする者は、別記第九号様式によるふぐ調理師免許証再交付申請書に写真を添えて、知事に提出しなければならない。なお、免許証を破り、又は汚した者が再交付を申請しようとする場合にあつては、当該免許証を添えなければならない。

第9号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

東京都知事 殿

住 所

(ふりがな)

申請者 氏 名

生年月日

年

月

日生

電話番号

( )

ふぐ調理師免許証再交付申請書

ふぐ調理師免許証を破り、汚し、又は失ったので、東京都ふぐの取扱い規制条例第7条第3項の規定により、下記のとおりふぐ調理師免許証の再交付を申請します。

記

免 許 番 号	第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
再 交 付 の 理 由	破った ・ 汚した ・ 失った	
遺失物届等	失った年月日	年 月 日
	失った場所	
	届出年月日	年 月 日
	警察署等の届出先	
	届出先受理番号	

添付書類

- 1 免許証を破り、又は汚した場合にあつては、当該免許証
- 2 カラー写真（申請前6箇月以内に撮影した脱帽、上半身正面向きで縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもの）

健康安全課收受印

手数料印